

相続税・贈与税納税猶予制度の概要について

農地を相続した場合の課税の特例（相続税納税猶予制度）

- 農地を農業目的で使用している限りにおいては到底実現しない高い評価額により相続税が課税された場合には、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売却せざるを得ないという問題が生じる。
このため、自ら農業を継続する相続人を税制面から支援するために相続税の納税猶予制度が設けられた（昭和50年度創設）。
- 本制度は、従来、相続農地について相続人自らが農業を行う場合のみを対象といていたが、農地の効率的な利用を促進する観点から、市街化区域外の農地に限り、特定貸付け（※）を行った場合も適用できることとなった（平成21年改正）。

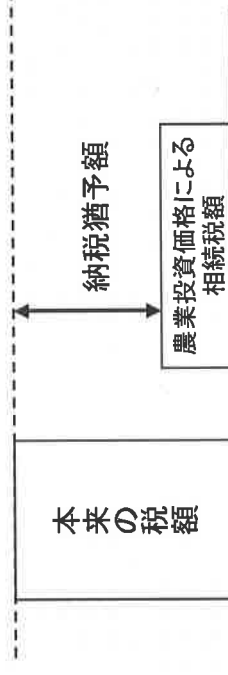
※ 特定貸付け・・・農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付けのこと。

- ① 農地保有合理化事業、② 農地利用集積円滑化事業、③ 農地利用集積設定等促進事業（農用地利用集積計画による利用権の設定等）

相続税納税猶予の概要

相続又は遺贈により取得された農地が、引き続き農業の用に供される場合には、本来の相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税について、一定の要件のもとに納税が猶予され、相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除される。

納税猶予額のイメージ



※ 農業投資価格

農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるときに通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格（20万円～90万円程度／10a）

相続税納税猶予を受けるための要件

被相続人の範囲

- ① 死亡の日まで農業を営んでいた者
- ② 生前一括贈与（贈与税納税猶予）をした者
- ③ 死亡の日まで特定貸付けを行っていた者

相続

農業相続人の範囲

- ① 相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者
- ② 生前一括贈与を受けた受贈者
- ③ 相続税の申告期限までに特定貸付けを行った者

特例の対象となる農地

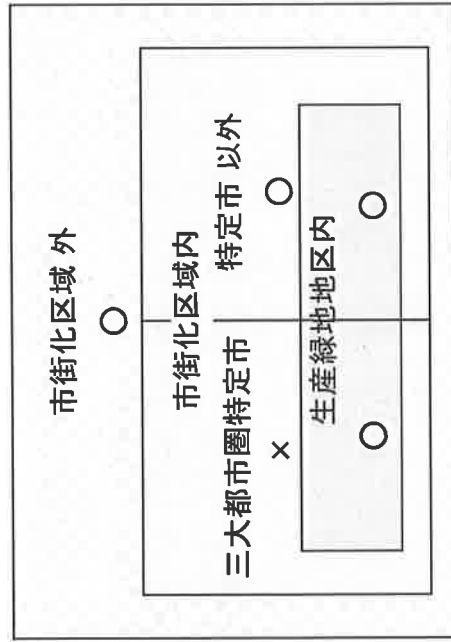
- 被相続人が農業の用に供していた農地又は特定貸付けを行っていた農地（市街化区域外の農地に限る。）で、次のいずれかに該当するもの
- ・ 被相続人から相続により取得した農地で遺産分割がされているもの
 - ・ 贈与税納税猶予の対象となっていたもの
 - ・ 相続の年に被相続人から生前一括贈与を受けたもの

○ 特例農地等について、譲渡、貸付、転用、耕作放棄（農地法第32条の規定による遊休農地である旨の通知があったこと）をした場合は、その部分に対応する猶予税額に、利子税を加え、納税しなければならぬ。

なお、譲渡等の面積が猶予適用農地面積の20%を超えた場合は、猶予税額のすべてを納税しなければならぬ。

○ 納税が猶予された税額は、①相続人の死亡、②後継者への生前一括贈与した場合等に納税が免除される。

特例の対象となる農地等の範囲



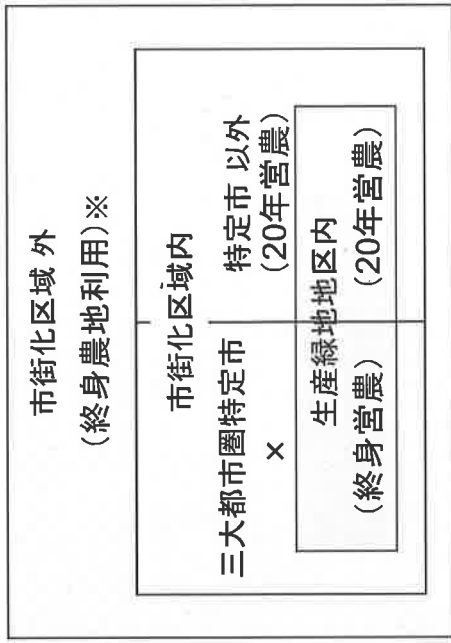
猶予税額の免除要件

① 農業相続人の死亡

② 後継者への生前一括贈与

市街化区域内農地（特定市の生産緑地地区は除く）は20年営農を継続した場合に納税が免除

※平成21年12月15日前に納税猶予の適用をうけている相続人については20年営農を継続した場合に納税が免除される（特定貸付けを行った場合を除く）



納税猶予期限の確定事由

猶予額がすべて確定する場合

- ・ 特例農地等について、20%超（面積）の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 農業相続人が特例農地等での農業経営をやめた場合
- ・ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合 等

猶予額の一部（譲渡等部分）が確定する場合

- ・ 収用交換等による譲渡等をした場合
- ・ 特例農地等について、20%以下（面積）の譲渡、貸付、転用、耕作放棄をした場合
- ・ 生産緑地地区内の農地について、買取申出をした場合
- ・ 農用地区域内の農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく事業により譲渡した場合 等

○ 納税猶予期限の確定事由については例外措置があり、一定の要件に該当する場合には納税猶予の適用が継続される。

納税猶予期限の確定事由の例外

特例農地等の譲渡や貸付けに該当しない場合

譲渡の例外

○買換特例
譲渡等の日から1年以内に、その対価の額の全部又は一部をもつて農地又は採草放牧地を取得する場合

貸付の例外

○特定貸付け
市街化区域外において、農業経営基盤強化促進法に基づく事業より貸し付けた場合
○営農困難時貸付け
身体障害等により営農継続が困難となった場合に、農地を貸付けた場合
○借換特例
農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき一定の要件下で貸付け、併せて代替農地等を借り受ける場合
○一時的道路用地等に係る特例
一時的道路用地等の用に供するために、地上権等の設定に基づき、貸付けを行った場合に、貸付期限の到来後遅滞なく、農地等を農業の用に供する場合

その他の例外

○都市営農農地等に係る買換え等の特例
都市計画の変更等により、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合に、1年以内に都市営農農地等の指定の見込みがある等の場合

特例農地等の譲渡や貸付け等の面積が20%を超えても全額確定とならない場合

20%超の例外

- 措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡等があった場合
- 生産緑地地区内の農地及び採草放牧地が、生産緑地法第11条第1項又は第12条2項の規定に基づき、地方公共団体に買い取られた場合
- 農業生産法人に現物出資した場合（その出資した者が、その農業生産法人の常時従事者になる場合に限る。）
- 旧農地法の規定に基づき、草地利用権が設定され、又は買い取られた場合
- 農業経営基盤強化促進法に基づく事業により農用地区域内の農地を譲渡した場合

注：譲渡等があった面積に対応する猶予額は納付する必要があります。

※これらの例外措置を受けるためには、税務署への届出等所定の手続が必要。

○ 農地の納税猶予制度における三大都市圏の特定市とは平成3年1月1日時点における下記市のエリアのことをいう。

	都道府県名(市数)	市	名
首都圏 (106)	茨城県 (5)	龍ヶ崎市、水海道市、取手市、岩井市、牛久市	
	埼玉県 (36)	川口市、川越市、浦和市、大宮市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、岩槻市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、与野市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、志木市、和光市、桶川市、新座市、朝霞市、鳩ヶ谷市、入間市、久喜市、北本市、上福岡市、富士見市、八潮市、蓮田市、三郷市、坂戸市、幸手市	
	東京都 (27)	特別区、武蔵野市、三鷹市、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市、稲城市、狛江市、武蔵村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、保谷市、田無市、秋川市	
	千葉県 (19)	千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、君津市、富津市、八千代市、浦安市、鎌ヶ谷市、流山市、我孫子市、四街道市	
中部圏 (28)	神奈川県 (19)	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市	
	愛知県 (26)	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、尾張旭市、知立市、高浜市、大府市、知多市、岩倉市、豊明市	
	三重県 (2)	四日市市、桑名市	
近畿圏 (56)	京都府 (7)	京都市、宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、城陽市、八幡市	
	大阪府 (32)	大阪市、守口市、東大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、泉南市、藤井寺市、交野市、四條畷市、高石市、大阪狭山市	
	兵庫県 (8)	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市	
	奈良県 (9)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市	

(注) 固定資産税における三大都市圏の特定市とは必ずしも一致しません。

特定貸付け(基盤法による貸付け)の概要

- 相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、納税猶予の適用を受ける市街化区域外の農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け(「特定貸付け」という。)を行った場合において、特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続
- また、既に特定貸付けが行われている農地を相続した場合や、農地の相続に伴い新たに特定貸付けを行った場合についても、市街化区域外の農地であれば、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

特定貸付けを行うための要件

適用対象者

- 現に納税猶予の適用を受けている農業相続人
- 特定貸付けが行われている農地を相続した相続人
- 農地を相続したことに伴い特定貸付けを行おうとする相続人

適用対象農地

- 市街化区域以外の農地

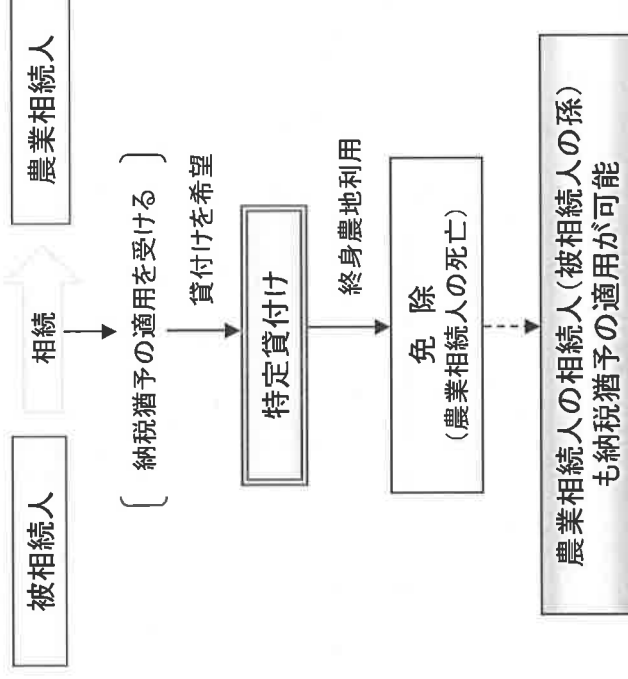
貸付け手法

- 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け
 - ① 農地保有合理化事業
 - ② 農地利用集積円滑化事業
 - ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

※①、②の貸付けには農地法第3条許可による貸付も含まれます。

※ 平成21年12月15日前に相続税の納税猶予の適用を受け、免除事由が「20年営農免除」の者が、特定貸付けを行った場合には、免除事由は「終身農地利用」になる。

特定貸付けの仕組み



特定貸付農地等を相続により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続する場合には、特定貸付けを行っている旨の届出書を相続税の申告書に添付することが必要。

営農困難時貸付けの概要(相続税)

- 相続税の納税猶予の適用を受けている者が、一定の障害となったことにより営農が困難となり、特定貸付けも行えないため、特例農地等について特定貸付け以外の貸付けを行い、当該貸付けを行っている旨等を記載した届出書を2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続される。

営農困難時貸付けを行うための要件

精神障害又は身体障害等の基準

- ・精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級のもの)の交付
- ・身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級のもの)の交付
- ・介護保険制度の被保険者証(要介護状態区分が5)の交付

適用対象農地

特定貸付け(農業経営基盤強化促進法に基づく事業による貸付け)を行うことができない、次の農地

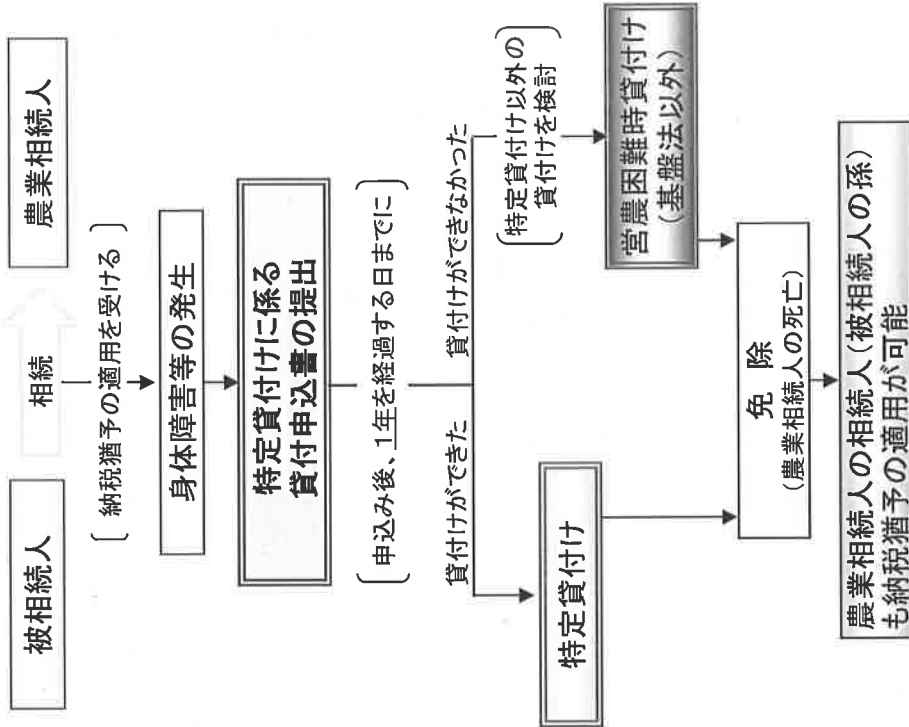
- ・特定貸付けの申込みから1年経過しても貸付けができなかった農地
- ・市街化区域内など特定貸付けを行うための事業が実施されていない区域にある農地

貸付け手法

- ・障害等の基準を満たしていても、農業経営基盤強化促進法に基づく事業による農地の貸付けが行える場合には、特定貸付けの適用が優先される。
- ・このため、特定貸付けに係る申込みを行い、申込みから1年を経過しても貸付けができなかった場合に限り、営農困難時貸付けが認められる。
- ・なお、農地が市街化区域内であるなど、特定貸付けを行うことができない区域に存する場合には、その旨の市町村長の証明を添付することにより、上記申込みを行うことなく、営農困難時貸付けを行うことが可能。

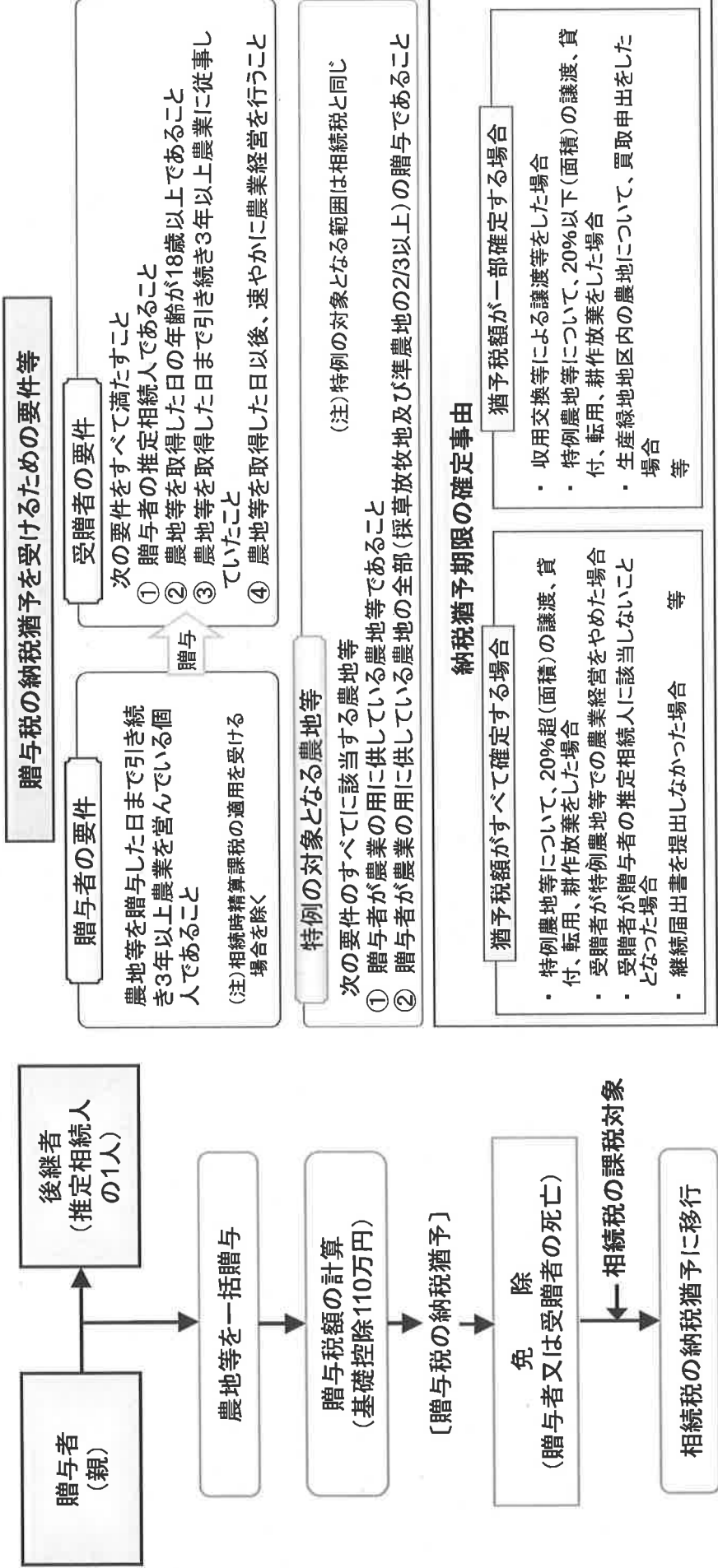
※ 平成21年12月15日前に相続税の納税猶予の適用を受け、免除事由が「20年営農免除」の者が、営農困難時貸付けを行っても、免除事由は変更されない。ただし、特定貸付けを行った場合には、「終身農地利用」に変更される。

営農困難時貸付けの仕組み



農地を生前一括贈与した場合の課税の特例（贈与税納税猶予制度）

- 贈与税の納税猶予制度は、旧農業基本法の趣旨である農業経営の近代化に資するため、民法の均分相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられた（昭和39年度創設）。
- 農業を営む者が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除される。
- 贈与者の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となる。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができる。



○ 納税猶予期限の確定事由に該当する場合には納税猶予の適用が継続される。

納税猶予期限の確定事由の例外

特例農地等の譲渡や貸付けに該当しない場合

譲渡の例外

○買換特例

譲渡等の日から1年以内に、その対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する場合

貸付の例外

○営農困難時貸付け

身体障害等により営農継続が困難となった場合に、農地を貸付た場合

○特例付加年金等受給のための権利の設定

特例付加年金又は経営移譲年金の受給資格を取得するため、S53.4.1以後に使用貸借による権利の設定により、その受贈者の推定相続人の1人に対し農業経営を移譲した場合

○借換特例

農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき一定の要件下で貸付け、併せて代替農地等を借り受ける場合

○一時的道路用地等に係る特例

一時的道路用地等の用に供するために、地上権等の設定に基づき、貸付けを行った場合に、貸付期限の到来後遅滞なく、農地等を農業の用に供する場合

その他の例外

○都市営農農地等に係る買換え等の特例

都市計画の変更等により、特定市街化区域農地等に該当することとなった場合に、1年以内に都市営農農地等の指定の見込みがある等の場合

特例農地等の譲渡や貸付け等の面積が20%を超えても全額確定とならない場合

20%超の例外

- 措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡等があった場合
- 生産緑地地区内の農地及び採草放牧地が、生産緑地法第11条第1項又は第12条2項の規定に基づき、地方公共団体等により買取られた場合
- 農業生産法人に現物出資した場合（その出資した者が、その農業生産法人の常時従事者になる場合に限る。）
- 旧農地法の規定に基づき、草地利用権が設定され、又は買い取られた場合

注：譲渡等があった面積に対応する猶予額は納付する必要があります。

※これらの例外措置を受けるためには、税務署への届出等所定の手続きが必要です。

営農困難時貸付けの概要(贈与税)

- 贈与税の納税猶予の適用を受ける者が、一定の障害となったことにより営農が困難となったため、特例農地等について貸付けを行い、当該貸付けを行っている旨等を記載した届出書を2ヶ月以内に税務署長に提出した場合には、納税猶予が継続される。

営農困難時貸付けを行うための要件

精神障害又は身体障害等の基準

- ・精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級のもの)の交付
- ・身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級のもの)の交付
- ・介護保険制度の被保険者証(要介護状態区分が5)の交付

適用対象農地

- ・納税猶予の適用を受けているすべての農地

貸付け手法

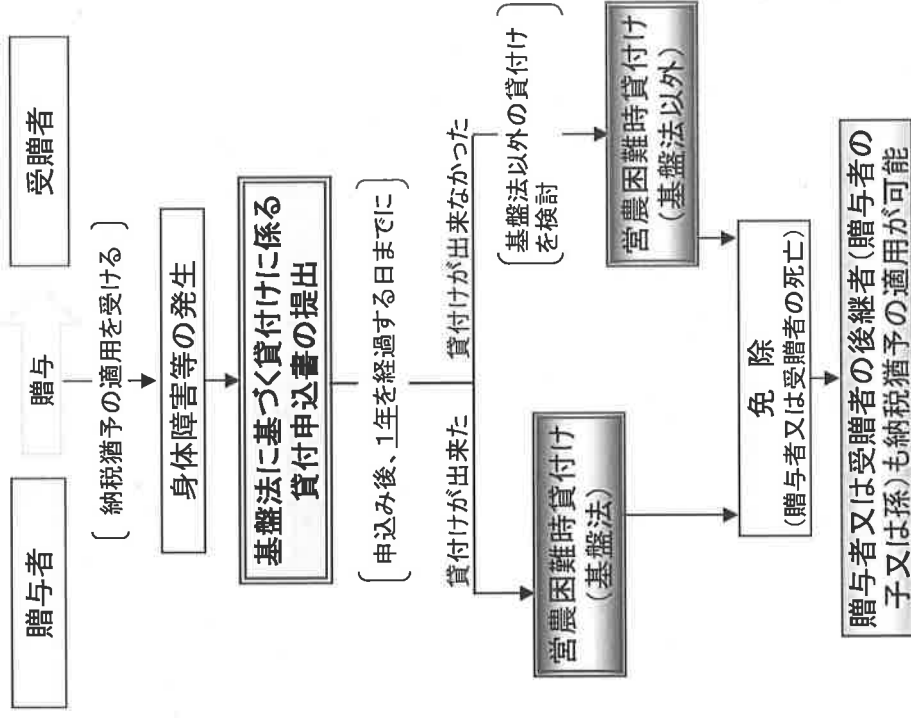
- ・貸付けの手法は、農業経営基盤強化促進法に基づく以下の事業による貸付けが優先される。

- ① 農地保有合理化事業
- ② 農地利用集積円滑化事業
- ③ 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

- ・このため、上記事業による貸付けの申込みを行い、申込みから1年を経過しても貸付けができなかった場合に限り、これらの事業によらない貸付けが認められる。

- ・なお、農地が市街化区域内であるなど、特定貸付けを行うことができない区域に存する場合には、その旨の市町村長の証明を添付することにより、上記申込みを行うことなく、営農困難時貸付けを行うことが可能。

営農困難時貸付けの仕組み



納税猶予制度の適用手続等について

- 農地に係る納税猶予制度は、その適用から税額の免除に至るまでの長期間にわたって管理が必要な制度であり、その間、種々の手続などが発生
- 納税猶予制度の適正な運用を図る上で、特例農地等の適確な管理や各種証明書類の交付など、農業委員会の果たす役割は極めて重大
- こうした農業委員会の事務がきちんと処理されていない場合、猶予打ち切りなど農家に思わぬ負担が発生し、大きなトラブルに発展するおそれ
- また、現在実施されている会計実地検査において、特例農地の耕作放棄等の実態が指摘されており、今後大きな問題となる可能性
- 本制度は、国民の義務である納税を猶予・免除する代わりに、農地をきちんと利用する義務が課されるものであり、制度のメリットのみの享受は許されない
- 仮に制度の趣旨に反した運用が横行している事態となった場合、制度の存続を揺るがしかねない
- こうしたことを踏まえ、本制度の趣旨に沿った適正な運用が確保されるよう、農業委員会に対し、これまでに、きめ細かい助言・指導を期待

1 贈与税の申告時

添付書類	申告書
担保提供関係書類	
受贈者が推定相続人に該当することを証する書類	
贈与事実を証する書類（贈与契約書等）	
贈与税の納税猶予に関する適格者証明書	

② 適格者証明書

③ 申告書及び添付書類

- ・贈与日までに引き続き3年以上農業を営んでいたこと

- 取得の日に18歳以上
- 取得日まで引き続き3年以上農業に従事
- 取得後速やかに農業を行うと認められること

実体的判断を伴うため、
専決処理は不適切

稅務署

隨手税の納税猶予に因する適格者証明書

農業者調査表

姓 名

年 月 日

(年号)

農地等の受贈者氏名

(年号)

下記の事項に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項(各特別記の部分を除く。)及び第5項各号に該当することを証明いたします。

なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の5第1項各号に該当する事実はありません。

1. 農地等の贈与者

住所	氏名	職業
農業者が んでいた 期間	自(年号)年 月 日 至(年号)年 月 日	農業者の 氏名 贈与者として 贈与者との同 居・別居の別

2. 農地等の受贈者

住所	氏名	職業
生年月日	贈与者と 年の経例	贈与者 別居・別居
農地に 事している	農業者の受贈者の 住所・別居の別	農業者 別居・別居
た期間	農業者の受贈者の 住所・別居の別	農業者 別居・別居
受けた年月日	農業者の受贈者の 住所・別居の別	農業者 別居・別居
特別の通則を受けよう とする農地等の明細	農業者の受贈者の 住所・別居の別	農業者 別居・別居
その世帯者事項	農業者の受贈者の 住所・別居の別	農業者 別居・別居

上記の証明欄のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項(各特別記の部分を除く。)及び第5項各号に該当することを証明する。

(年号) 年 月 日

農業者調査表

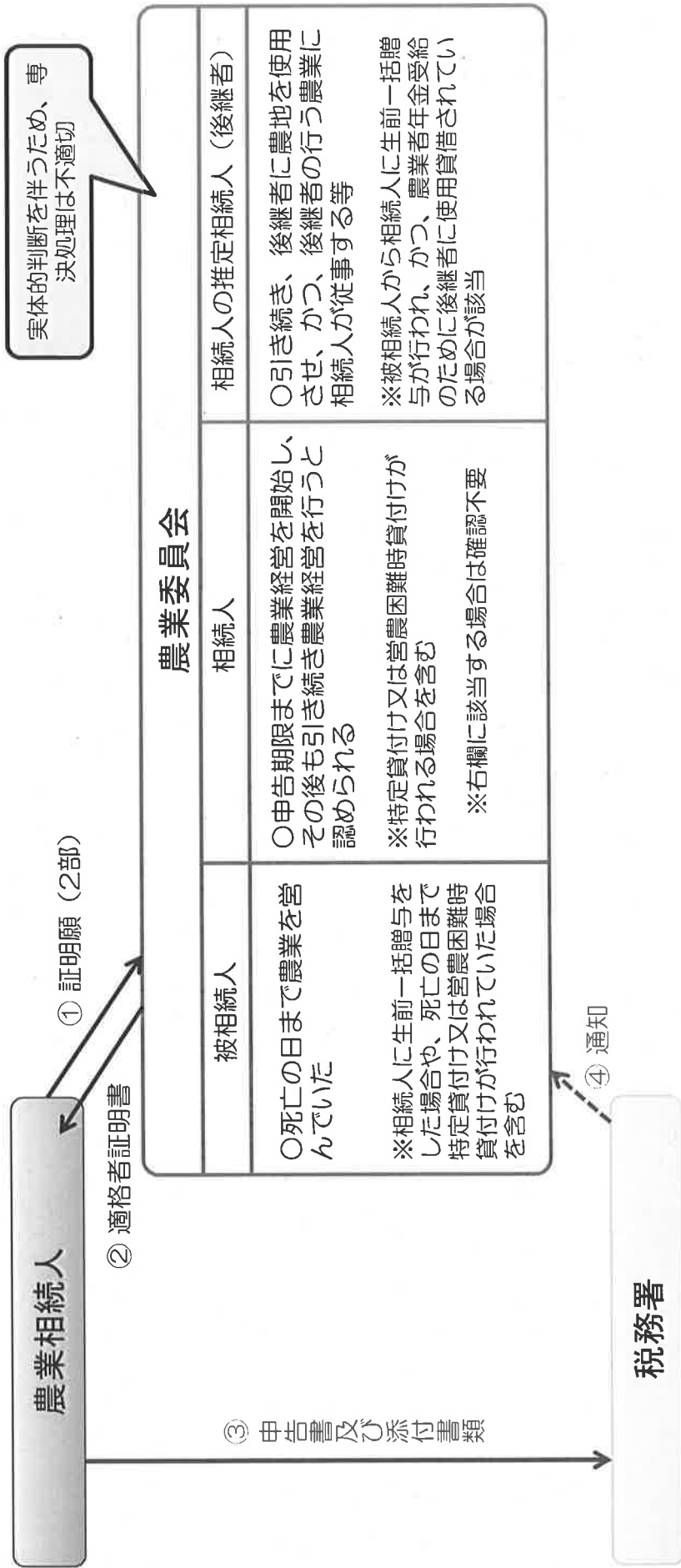
特別適用農地等の明細書					
所在地等		年 月 日		年 毎 の 耕 作 出 産 の 概 算 額	
種別	所在所	登記簿上の地目	所在場所 市町村区域内の別	面積 (㎡)	
田、畑、雑穀 が敷地又は専 用農地の別			内・外		1000坪 2000坪 3000坪 4000坪 5000坪 6000坪 7000坪 8000坪
1			内・外		*
2			内・外		*
合 計			内・外		*

2 相続税の申告時

特例を受けようとする相続人は、申告期限内（相続開始を知った日から10ヶ月以内）に、相続税の納税猶予に関する適格者証明書等の書類を添付した申告書を、税務署に提出。

申告書	
添付書類	担保提供関係書類
	遺産分割協議書、遺言書の写し等財産の取得状況を証する書類
	相続税の納税猶予に関する適格者証明書

注：上記のほか、申告期限までに特定貸付けを行った場合にはその旨の届出書を添付



相続税の納税額等に関する通格者証明書

証明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会 殿

農地等の相続人氏名

印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が相続特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための通格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所	氏名	職業
相統開始 年月日	農地等の生前一括贈与を受け ていた場合には、その年月日	(年号)
被相続人 の所有面 積	被相続人 が農業経 営主とな る場合	農業経営者の 氏 名
耕作農地 採草放牧 地 合 計	農業経営者と 被相続人との 同居・別居の別	同居・別居
特定貸付け又は営農 困難時貸付けを行っ ていた者である場合	分 類	特定貸付け・営農困難時貸付け
貸付年月日	貸付先の農業 経営者の氏名	
その他参考事項		

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所	氏名	職業
生 年 月 日	被相 統人 との 統額 別表の おり	相統開始の 時における 被相続人 ・別居の別
特例の適用を受けよう とする農地等の明細	左記の農地等による農業 経営の開始年月日等	相統開始前 において農 業に従事し た実績の有 無 (年号)
今後引き続き農業経営を行うこと に関する事項 (特定貸付け又は営 農困難時貸付けに関する事項)		
その他参考事項		

(2) 農地等の相続人の推定相続人 (生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所	氏名	職業
生 年 月 日	相統人と の統額 別表の 細 則	使用貸借による権 利の設定の年月日
使用貸借に係る農地等の 明 細	左記の農地等による 農業経営開始年月日	(年号) 年 月 日
今後引き続き推定相続人が農業 経営を行うことに関する事項		
相統人が推定相続人の経営する 農業に従事していることに関する 事項		

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、相続特別措置法第70条の6第1項に規定する通格者であることを証明する。
(年号) 年 月 日

農業委員会 印

別表 特例適用農地等の明細書

相統税の納税額	住 所	注 意	3 年毎の継続届出書の整理欄
予の特例の適用 を受ける者	氏 名		1 回目 2 回目 3 回目 4 回目 5 回目 6 回目 7 回目 8 回目
相統開始年月日	(年号) 年 月 日		
農地等の生前一括贈与を受け ていた場合には、その年月日	(年号) 年 月 日		

特例適用農地等の明細

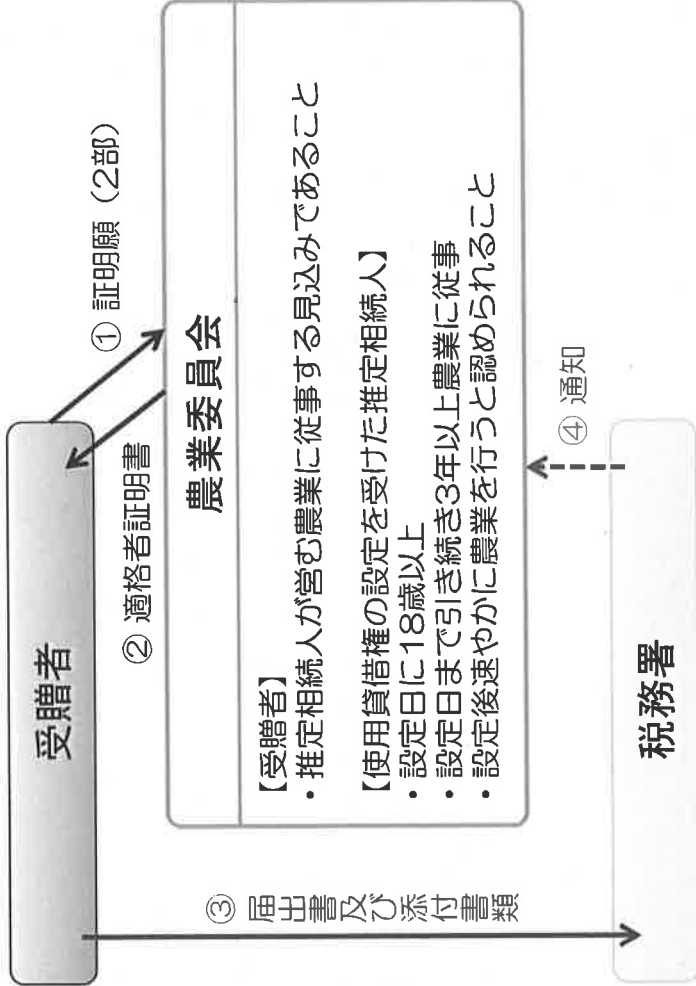
番 号	田、畑、採草 放牧地又は準 農地の別	登記簿 上の 地目	所在 場所	市街化 区域内 外の別	特定貸 付農地 等	営農困 難時貸 付農地 等	面積 (㎡)	※ 譲渡等、耕作 の放棄又は買良 りの田出等につ いての整理欄
1				内・外				
2				内・外				

19				内・外				
合 計								

2 後継者に経営移譲した場合の届出（贈与税の納税猶予）

特例を受けている受贈者が、農業者年金受給のため、特例農地等のすべてを後継者（推定相続人）に使用貸借し、経営移譲した場合は、2ヶ月以内に、推定相続人等に関する適格者証明書等の書類を添付した届出書を、税務署に提出。

届出書	
添付書類	使用貸借による権利の設定を受けた者が推定相続人に該当することを証する書類
	使用貸借の事実を証する書類（使用貸借契約書等）
	推定相続人等に関する適格者証明書
	受贈者が農業を営む者でなくなったことを証する書類（農業者年金基金への届出書の写し等）



様式3号（第2の1の(3)関係）

推定相続人等に関する適格者証明書

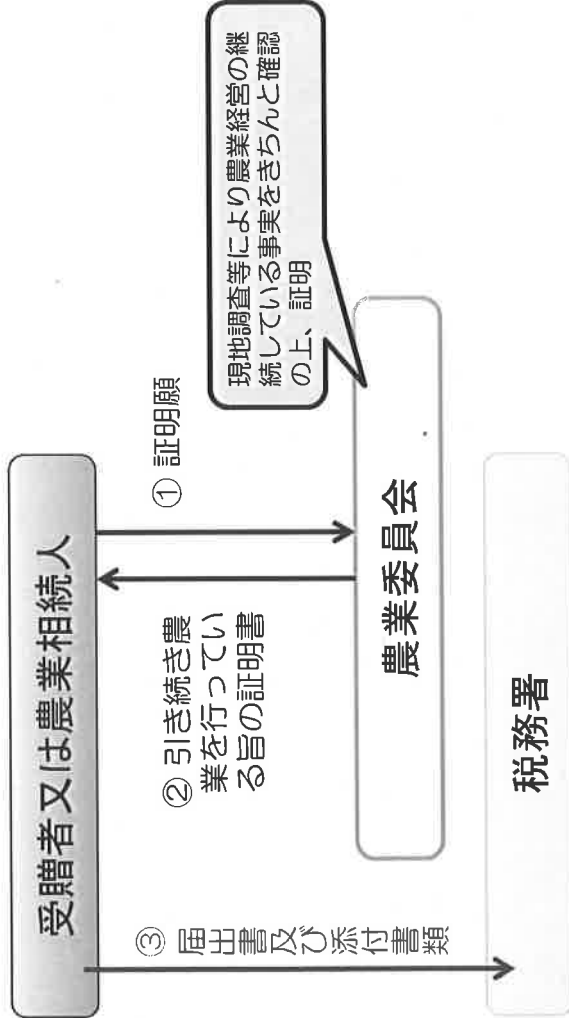
証 明 書		(年号)		年	月	日
農業委員会 殿		農地等の受贈者氏名		印		
下記の事実に基づき、推定相続人及び私が租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。						
1. 農地等の受贈者の推定相続人						
住所	氏名	受贈者との続柄	職業			
生年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
農業に従事している期間	農業関係学校の在学期間	学校	年 月 日	年 月 日		
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
使用貸借による権利の	使用貸借の許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
設定を受けた年月日	(農地法に定める)	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
使用貸借による権利の設定に係る	農地等による農業経営の開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
農地等による農業経営の開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
その他参考事項						
2. 農地等の受贈者						
住所	氏名	職業				
農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項						
上記の証明願のとおり、農地等の受贈者の推定相続人及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第6項に規定する適格者であることを証明する。						
(年号)		年	月	日	農業委員会 印	

3 農業経営の継続に関する届出

特例を受けている受贈者又は農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を添付した届出書を、税務署に提出。

届出書	
添付書類	引き続き農業経営を行っている旨の証明書（※）
	特例農地等の異動の明細（過去3年間に異動があった場合）
	農業生産・出荷の状況及び収入金額の明細（過去3年分）

※ 農業者年金受給のため、後継者に使用貸借している場合は、①その後継者が引き続き農業を行っていること、②受贈者が後継者が行っている農業に従事していることの証明。また、営農困難時貸付けを行っている場合は、当該貸付けを行っていることの証明。



注：次に掲げる者が、特例農地等の全部を担保に提供した場合、本届出は不要（ただし、特例農地等に都市営農農地が含まれる場合等を除く。）

- ・H6.12.31までの贈与に係る受贈者
- ・H17.3.31までの相続に係る農業相続人

様式6号（第2の1の(6)及び(19)関係）

引き続き農業経営を行っている旨の証明書

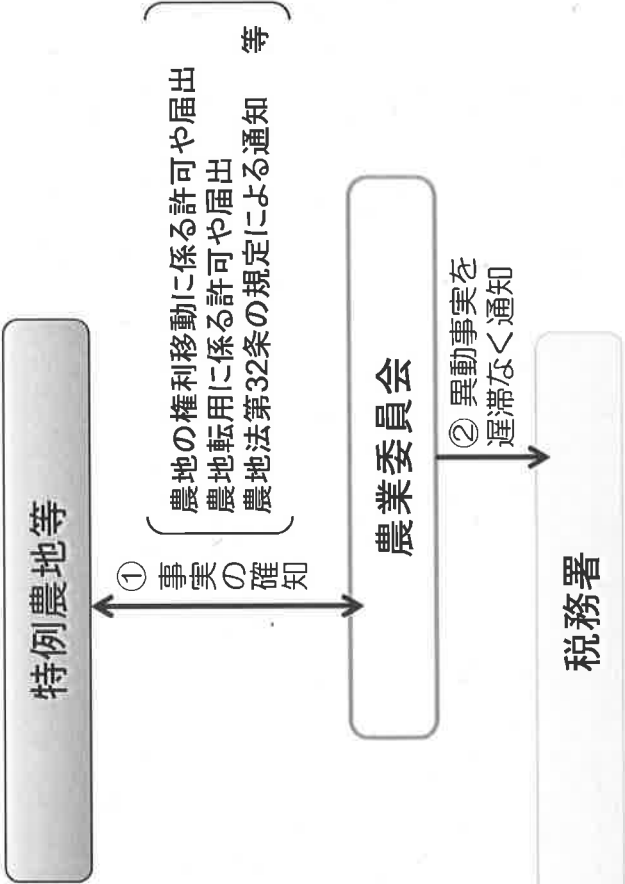
証 明 書		(年号) 年 月 日
農業委員会 殿		申請者 住所 氏名 印
私は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を下記の期間引き続き行っていることを証明願います。 第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を 引き続き農業経営を行っている期間 (年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで		
申請者は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を上記の期間引き続き行っていることを証明する。 (年号) 年 月 日 農業委員長 印		

4 猶予期限の確定（譲渡等があった場合）

農業委員会は、その業務を通じ、特例農地等の譲渡・貸付け・転用・耕作の放棄^{（注）}等の異動の事実があったことを知った場合は、遅滞なく、その事実を税務署に通知する必要。
（租税特別措置法第70条の4第35項、同法規則第23条の7第40項）

通知事項	その事実が生じた特例農地等の所在、地目及び面積
	特例の適用を受けている受贈者の氏名及び住所
	事実の発生日及びその詳細
	事実に関して農業委員会が行った許可、通知、受理等の行為の内容

注：「耕作の放棄」とは、農地法第32条の規定による遊休農地である旨の通知があったことをいう。



上記通知が適確に実施されるよう、適格者証明の控えを年次別に編綴し、「納税猶予に係る整理台帳」として整理・保管する等により、特例農地等の把握・管理を徹底する必要。

様式10号（第2の1の(8)及び(12)並びに同2の(4)及び(16)関係）

農地等の異動事実の通知書

				(年号)		年	月	日
農 国税庁長官 国税局長 税務署長								
農林水産大臣 都道府県知事 市町村長 農業委員会 印								
租税特別措置法第70条の4第35項（同法第70条の4第40項において適用する場合を含む。）及び同法施行規則第23条の7第40項（同法施行規則第23条の8第30項において適用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記的事项を通知する。								
記								
受贈者（相続人）の住所（居所）氏名		住（居）所		都道府県	市	町	番地	氏名
農地等の異動に関し行った行為の内容								
農地等の異動年 月 日		(年号) 年 月 日						
所在地番		地目		面積		異動の態様		
異動があった農地等								
摘 要								